

健康食品管理士

近年、様々な健康食品等（保健機能食品およびいわゆる健康食品を含む）が氾濫しており、一般消費者がこの分野における情報を正確にかつタイムリーに得て、自らの健康維持増進の目的にあった食品を選択し、安全な生活ができるよう、健康食品等に係るアドバイザースタッフの社会的ニーズが高まってきています。このような背景において、当学科では、平成19年度4月から、別表に示す講義科目を履修し、一般社団法人健康食品管理士認定協会が実施する認定試験を受験し合格すると、健康食品管理士の資格を取得できるようになりました。

健康食品管理士は、①健康食品などの分類ができ、適正摂取に関して安全性も含めて有用性を判断する能力、②健康食品の過剰摂取が引き起こす障害などの問題点を認識する能力、③健康食品など生体に何らかの作用のある食品と医薬品との相互作用を判断する能力、④健康状態の情報としての臨床検査に関する知識を有しそれを利用する能力、⑤薬事法、健康増進法、食品衛生法、JAS法を理解する能力などを有し、健康食品の開発研究や健康食品に関する治験の収集など、食品会社や製薬会社及び関連研究機関での活躍が期待されています。

認定試験は、3年生の秋に実施されますので、在学中に資格を取得することが可能であり、本資格や資格取得の過程で学んだ様々な知識は、関連企業への就職活動にも生かすことができます。さらに本資格は、5年ごとに更新を必要とし、その要件である毎年実施される認定協会主催の更新試験の受験や研修会、講演会の受講により、資格取得後も常に最新の健康食品に関する知識を維持することができます。

当学科のカリキュラムは、工学系学部・学科で初めて健康食品管理士認定協会に、資格認定プログラムとして認定を受けました。現在、約7,000名の健康食品管理士が誕生しております。当学科からも、数多くの本資格取得者が誕生し、関連分野で活躍されることを期待しております。

なお、健康食品管理士に関する詳細は、同認定協会のホームページ <http://www.ffcci.jp/index.html> を参考にしてください。